

## ふるさと納税制度の拡充について

平成 27 年 4 月 1 日以降に行われる寄附から、ふるさと納税制度が次のとおり拡充される予定。

### 1. 控除限度額の拡充

住民税特例控除額の上限について、個人住民税所得割額の 1 割から 2 割に拡充。

### 2. 申告手続きの簡素化

給与所得者等が確定申告をしなくても控除が受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設。

- ・ 寄附者の申請により、寄附を受けた団体が法令で定められた事項を寄附者の個人住民税課税市町村に通知
- ・ 当該市町村は、所得税控除分も含め、翌年度の個人住民税から控除を行うことにより、確定申告を行った場合と同額が控除
- ・ 寄附先が 5 団体を超える場合は、確定申告が必要
- ・ マイナンバー・マイポータルが導入されるまでの特例的な措置

### 3. その他

拡充にあわせて、国からは、返礼品（特産品）の送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応（以下の行為の自粛）の要請が通知されたところ。

- ・ 募集に際し、対価の提供と誤解を招きかねない行為（返礼品の価格や価格の割合）
- ・ ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（特産品）の送付（換金性の高いプリペイドカード等、高額または寄附額に対し返礼割合の高い返礼品）